

監査公表第18号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年1月30日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 中 西 宏 彰

監査結果の措置対象

上下水道部
経営課、整備課

監査結果報告年月日

令和5年9月12日

監査結果に対する措置通知年月日

令和6年1月17日

講じた措置等の内容

【経営課、整備課】

《意見1》

人口減少とともに財政状況が厳しさを増す中で、水道施設の維持管理は継続して行っていく必要がある。令和5年度からの水道料金改定による増収を図る一方で、水道施設の効率化等による経費削減に取り組み、引き続き公営企業として安心・安全な水の安定供給に努められたい。

《措置内容》

令和5年度に、安定的な経営を図り、安心・安全な水道水を供給する体制を継続するため、料金改定を行い、併せて、新たな収入確保のため、給水装置の開栓及び閉栓手数料、給水装置の廃止手数料を新設しました。

しかしながら、昨今の電気料金等の物価高騰が今後の経営状況に影響を与えることが懸念されるため、効率的な運営に取り組み、可能な限り経費削減に努めます。

《意見2》

上下水道事業実施に当たっては、市民の理解を得られるよう広報活動を十分行うように努められたい。

《措置内容》

料金改定に伴い、広報誌や上下水道事業の運営に関する冊子の配布などの広報活動

を行いました。今後も効果的な広報活動を検討し市民の理解を得られるよう努めます。